

# 税の滞納は民商に相談！ 早くから動けば打てる手も多くなります！

税金の滞納でお困りの方はいませんか。

本来、自身が申告した税金は可能な限り誠実に納付に努めるものです。しかし現代社会の複雑な経済の中では、納税の意志があっても全額納付ができない事態が往々にして起こります。

納税に真摯でも、払ってしまえば生業の継続や生活の維持が困難になってしまうという人は、納税の緩和措置を活用しましょう。納税の猶予、換価の猶予、滞納処分の執行停止の規定があります。

納税の猶予制度は、災害や病気、事業の休廃業、複数年分の税務調査で多額の納付が発生した場合などが前提の、必ずしも滞納を前提にした制度ではあ

国税徴収法は給料生活者の税金滞納者の収入に、差し押さえできない範囲を定めています。税・社会保険料天引き後の手取り額から、世帯主1人10万、生計を一つにする家族一人につき4.5万円を差し押さえ禁止にしています。

ところが個人事業者の売掛金は、事実上の生活費である場合も少なくないのに、これを考慮した差し押さえ禁止の基準が法律で定められていません。税の公平、営業の権利、生存権から言っても、業者の財産への徴収が無制限であってはいはずがありません。



りませんが、換価の猶予は滞納整理のなかでの納税緩和制度です。認められれば、その期間に行政に差押えられた財産が処分されることはありません。また猶予期間内は延滞税率も1.6%に下がり負担が軽くなります。

平成27年4月納期限分からは国税で、平成28年4月納期限分からは地方税でも、申請型の換価の猶予制度が始まりました。条件に合う人が申請すればほぼ認められています。国民健康保険税の納付にも活用できるので、滞納に悩む人は営業と生活の立て直しに猶予制度を活用しましょう。

何年も滞納を続けているなど、申請の条件を満たしていない場合でも、当局の職権による猶予を請願することは可能です。滞納問題でお困りの方はまず民商にご相談下さい。

**尾北民商**  
ニュース

2024年  
4月8日号  
TEL 0587-54-0524  
FAX 0587-54-1390

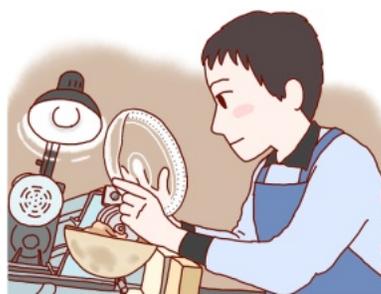
## 労働保険の年度更新手続きをご案内します

**と き** 4月22日(月)、23日(火)  
午前10時～12時、  
午後1時～4時  
午後6時～8時

**ところ** 尾北民商事務所 2階

**持参する物** 各種提出書類、賃金台帳、  
〈令和5年4月1日～令和6年3月31日〉の  
元請工事の分かるもの、会社ゴム印など

労働保険年度更新手続きの時期になりました。



会員の皆様には昨年と同様に更新事務にご協力をお願いします。

**書類の提出期限は4月23日(火)**です。一人でも遅れると尾北民商の労保組合全体に影響してしまうので、くれぐれも期日を厳守いただくようお願いします。

また、ご自分で記入できない方、不明な点がある方のため、左記の日程で年度更新手続きの相談を行ないます。お問い合わせは早めにご連絡ください。

## 共済会集団健康診断を4月14日(日)に行います！